

令和6年度 第2回静岡県環境審議会温泉部会

1 日時 令和6年11月21日（木） 午後1時25分から2時10分まで

2 場所 県庁本館4階議会第1委員会室（静岡市葵区迫手町9-6）

3 出席者

(1) 委員 9人

杉本委員（部会長）、木村委員、稲葉委員、佐々木委員、佐藤委員、
杉山委員、手塚委員、正木委員、益子委員

(2) 事務局 10人

米倉生活衛生局長、阿部衛生課長、丸尾衛生課技監、
佐野衛生課長代理兼生活衛生班長、菅谷専門主査、
賀茂保健所担当者、熱海保健所担当者、御殿場保健所担当者、
西部保健所担当者

4 審議の結果

土地掘削許可申請について、事務局が第1号議案から第3号議案について個別に説明し、異議なく個別承認された。

動力装置許可申請について、事務局が第4号議案から第5号議案まで一括説明の後、異議なく一括承認された。

5 会議録

【事務局（課長代理）】 定刻より少し早いですが、委員の皆様がおそろいになりましたので、只今から、令和6年度第2回静岡県環境審議会温泉部会を開催いたします。はじめに、本日の会議の出席状況につきまして、御報告いたします。本日は、委員10名のうち、Web参加の稲葉委員を含め、9名の御出席をいただいておりますので、審議会条例第6条第2項の規定により、本温泉部会が成立しておりますことを御報告いたします。それでは、議事に先立ちまして、静岡県健康福祉部生活衛生局長の米倉から御挨拶申し上げます。

【事務局（局長）】 <挨拶>

【事務局（課長代理）】 局長挨拶にもありましたとおり、8月に委員の改選が行われ、今回の部会から新たに、正木委員に御就任いただきましたので、あらためて、御紹介いたします。河津温泉組合組合長の正木孝志委員でございます。

【正木委員】 よろしくお願ひいたします。

【事務局（課長代理）】 正木委員、よろしくお願ひします。その他の委員の皆様におかれましては、前回から引き続きお願ひいたしてございますので、あらためての御紹介は、お時間の都合により割愛させていただきますが、どうぞよろしくお願ひいたします。次に、改選でありますことから、部会運営規程第3条により、部会長及び副部会長を互選により選任することとなります。まず、部会長の選任につきまして、どなたか御推薦をお願ひいたします。

【委員】 部会長には、杉本好重委員にお願ひしたらいかがでしょうか。

【事務局（課長代理）】 ただいま、委員から杉本委員を部会長に、との御推薦がありましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【事務局（課長代理）】 杉本委員、よろしいでしょうか。

【杉本委員】 はい。

【事務局（課長代理）】 それでは、杉本委員に部会長をお願ひいたします。続きまして、副部会長の選任についてでございます。それでは、どなたか御推薦をお願ひいたします。

【委員】 副部会長は、木村浩之委員にお願ひしたらいかがでしょうか。

【事務局（課長代理）】 ただいま、委員から木村委員を部会長に、との御推薦がありましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【事務局（課長代理）】 木村委員、よろしいでしょうか。

【木村委員】 はい。

【事務局（課長代理）】 木村委員に副部会長をお願ひいたします。それでは、ただいま選任されました杉本部会長から御挨拶をお願ひします。

【杉本部長】 <挨拶>

【事務局（課長代理）】 ありがとうございます。では、これから審議をお願いいたしますが、その前に、事務局から、毎年、本県の温泉の実態と経年変化の状況を把握しております温泉実態調査の結果について、御報告いたします。

【事務局（専門主査）】 事務局から、地域ごとの温泉の状況について御説明いたします。お手元の次第の27ページ、資料7と明記されたグラフが書いてある資料を御覧ください。こちらの資料につきましては、県が毎年2月1日を基準日として行っている温泉実態調査の平成10年から令和6年2月までのデータを取りまとめたものです。まず、伊豆半島の地域、温泉保護地域や準保護地域が主となる地域についてですが、総揚湯量については、平成10年以降から減少傾向にあり、平成22年に増加しましたが、平成24年以降、再び、減少傾向にあります。近年、利用源泉の数が減少していることが要因と考えられます。次に、平均揚湯量について、変動はありますが、平成10年以降緩やかな増加傾向にあります。また、平均温度については、安定して推移しています。次に伊豆半島以外の一般地域と呼ばれている地域についてですが、源泉数が少ないために数値の変動が非常に大きくなっています。平成20年までは源泉数の増加により、総揚湯量が増加傾向にありましたが、近年減少傾向であったところ、令和6年は増加に転じています。その理由は、動力の交換に伴い、令和5年調査時に実施していなかった、比較的揚湯量の多い源泉の調査結果が加わったことにあります。次の28ページからは、「伊豆半島地域それぞれの市町」及び各温泉地の状況となります。まず、東伊豆町、河津町、下田市、こちらの1市2町の動きですが、おおむね安定して推移しています。次に、南伊豆町、松崎町、西伊豆町です。こちらにつきましては、それぞれ自噴する井戸の占める割合が多い地域のため、毎年のばらつきが多くなっていますが、安定して推移しています。続いて、熱海市、伊東市です。こちらはいずれも安定して推移しています。29ページにあります、長岡、古奈、韮山の各温泉地につきましては、地理的に近い位置にありまして、似た推移をしています。平均揚湯量に変動はありますが、おおむね安定して推移しています。次に、修善寺、湯ヶ島です。こちらはいずれも平均揚湯量に増加、減少の波がありますが、平均温度、総揚湯量ともに安定しています。最後に、伊豆半島以外の温泉地の状況です。静岡市の梅ヶ島は自噴する井戸のために年ごとのばらつきが大きくなっていますが、平均温度は安定しております。寸又峡についても自噴する井戸のため総揚湯量に変動はありますが、平均温度は安定して推移しています。浜

松の館山寺については、対象源泉が少なく、対象源泉数の減少に伴う総揚湯量の変動があります。令和6年につきましては、日程が合わず、調査を実施していませんが、前回調査までは、温度、総揚湯量ともに安定しています。以上、簡単ではございますが、地域ごとの温泉の状況につきまして、グラフをもとに説明させていただきました。県内全体的に、近年は揚湯量・温度ともに、安定した推移を示しており、今後も、温泉資源の保護という観点から、温泉実態調査を通じて、測定を継続してまいります。

【事務局（課長代理）】 事務局からの説明は以上でございます。以降の議事進行につきましては、温泉部会運営規程第4条第1項により、部会長が議長を務めることとなっておりますので、お願いします。杉本部会長よろしく申し上げます。

【杉本部会長】 それでは、これより審議に入ります。本日の審議案件は、知事から意見を求められております、第1号から第3号議案の温泉法に基づく掘削許可申請が3件、第4号から第5号議案の動力装置許可申請が2件の合計5件でございます。審議は、お手元の議案書の順に進めてまいります。それでは、まず、第1号議案の掘削許可申請です。事務局の説明を求めます。

【事務局（課長）】 第1号議案の掘削について説明いたします。議案書の5ページをお開きください。申請者は、伊東市岡の富士商事株式会社です。掘削場所は、伊東市湯川で準保護地域です。具体的な位置については、議案書の6ページから7ページを御覧ください。JR伊東駅から北へ約1.7キロメートルの場所でございます。議案書5ページを御覧ください。掘削地は申請者の単独所有となります。申請の目的ですが、申請者の宿泊施設へ浴用として供給するものです。掘削の内容ですが、議案書9ページの孔柱図を御覧ください。掘削深度は800メートル、最終口径は100Aとなります。続いて、掘削地付近の状況でございますが、「付近の状況」の欄のとおり200メートル以内に利用源泉はありません。伊東市からの意見につきましては、特段の意見はございませんでした。地元の一般社団法人伊東温泉協会から、異議ない旨の意見書が提出されております。可燃性天然ガスの安全対策についてですが、施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを事務局にて確認しております。事務局としましては、議案書3ページの条件を付して、申請どおり許可して支障ないものと考えます。説明は以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

【杉本部会長】 只今、事務局から議案の説明がありましたが、委員の皆様の御意見をお願いいたします。益子委員。

【益子委員】 質問です。代替掘削になっていますけれども、代替掘削の理由が書かれていないのですが、どのようなものでしょうか。

【事務局】 既存の源泉ですが、ケーシングが傷んでしまい、揚湯が難しくなっている状況ですので、代替掘削ということで申請がありました。

【益子委員】 例えば、温度が下がっているとか、そういったことはありますか。海水が侵入したとか。

【事務局】 温度の変化は特にございません。

【益子委員】 老朽化して、汲み上げがうまくいかなかったということですか。

【事務局】 はい、そうです。

【益子委員】 古い方は、最終的には埋め戻すと。

【事務局】 はい、埋め戻します。

【益子委員】 わかりました。

【杉本部長】 他に御意見ありますか。木村委員。

【木村委員】 代替掘削とのことですが、元の源泉は湯川63号ということでよいですか。

【事務局】 はい。

【木村委員】 深度は。

【事務局】 深度は、同様に800メートルです。

【杉本部長】 よろしいですか。

【木村委員】 はい。

【杉本部長】 益子委員。

【益子委員】 ケーシングが傷んで汲み上げがうまくいかなかったとのことですが、汲みすぎということがなければいいと思うのですが。湯川63号で汲みすぎて水位が下がってきて、ポンプその他が、恐らくエアリフトポンプでしょうけれども、挿入ができなくなったという理由だと非常にわかりやすいのですが、単に水位が下がって新しくしたいといったことなのかどうか。資源保護といった点から駄目になったからすぐに掘るのではなくて汲み上げの方法、汲上げ量といったところを見直してほしいと思いますので、その点は少し先の話にはなりますが、釘を刺しておきたいと思います。

【事務局】 ありがとうございます。

【杉本部長】 他に御意見ありますでしょうか。それでは御意見も出尽くしたようですので採決に移らせていただきます。第1号議案につきましては申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉本部長】 異議もございませんので、そのように決定いたします。続いて、第2号議案でございます。事務局の説明を求めます。

【事務局(課長)】 第2号議案の掘削について説明いたします。議案書の11ページをお開きください。申請者は、愛知県名古屋市中村区のトヨタ不動産株式会社でございます。申請場所は、駿東郡小山町大御神で一般地域です。具体的な位置については、議案書の13ページから14ページを御覧ください。新東名高速道路新御殿場インターチェンジから北に約4キロメートルの場所でございます。議案書の11ページに戻ります。申請内容ですが、申請者が隣接地に建設予定の温浴施設へ浴用として供給するものです。掘削の内容ですが、議案書16ページの孔柱図を御覧ください。掘削深度は1,500メートル、最終口径は98.4ミリメートルとなります。議案書の11ページに戻ります。掘削地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり200メートル以内に利用源泉はありません。小山町からの意見につきましては、特段の意見はございませんでした。可燃性天然ガスの安全対策についてですが、施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを事務局にて確認してございます。事務局といたしましては、議案書3ページの条件を付して、申請どおり許可して支障ないものと考えます。説明は以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

【杉本部長】 只今、事務局から議案の説明がありましたが、委員の皆様の御意見を申し上げます。益子委員。

【益子委員】 前にも指摘しましたが、この井戸の場合も●●メートルから1,500メートルまでが、98.4ミリとなっています。確か、最終口径を100ミリにするということを担保するためにやっぴらっしゃると思うのですが、最終口径100ミリしたとしても何ら意味の無い掘削です。掘削行為で言えば、いわゆる捨て掘りに近い形でスライムだまりになってしまいます。全部100ミリを守れという意味ではなくて、100ミリの意味合い、どれだけのこういった規制をすることに意味があるのか、この辺りをもう少し吟味しておいていただいた方がいいのかなと思います。確かに井戸の場合、温泉掘

削の場合はせいぜい150で最終口径100ミリくらいでやることが多いので、これくらいのケースであればそれほど大きな問題は起きないと思っていますので、その辺り、この場でどうのこうのということはないですが、今後、お考えいただいた方が良いのかなと。非常に形式的にやられていますので、そうではなくて実質的なところで不要なものは不要でよいでしょうし、最終口径150なら150にしてしまうのも良いでしょうし、御検討いただければありがたいです。

【事務局】 ありがとうございます。

【杉本部長】 事務局よろしいでしょうか。

【事務局】 以前から、こういった御指摘がありますので、検討していきたいと思います。

【益子委員】 実質的に100ミリの規制が効果的になっているのであれば、今回のように、確か前回も100ミリの100Aのパイプを1本分置いてあるというのがありましたので、ほとんど意味がないと思いましたが。その点、規制を緩めるとか強めるという意味ではなくて、実質的な効果のある規制にした方がよいかと思います。

【事務局】 ありがとうございます。

【杉本部長】 他に御意見ある委員はいらっしゃいますでしょうか。木村委員。

【木村委員】 事前に小山町の表層地質図を確認してきましたが、富士スピードウェイ周辺に付加体といいまして、非常に厚い堆積層がありそうです。富士山の東側なので、どこまで付加体が地下までというのは掘ってみないとわからないですけれども、ただ、天然ガスがかなり確率で出るのではないかと考えていて、その点、お気を付けいただきたいと。ここに書いてあるとおりの基準は満たしていますとのことですが、実際に出る可能性が高い場所なのでお気を付けいただきたいなと思います。

【事務局】 ありがとうございます。

【杉本部長】 他に御意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは御意見も出尽くしたようですので採決に移らせていただきます。第2号議案につきましては申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉本部長】 異議もございませんので、そのように決定いたします。続いて、第3号議案でございます。事務局の説明を求めます。

【事務局(課長)】 第3号議案の掘削について説明いたします。議案書の17ページをお開きください。申請者は、袋井市萱間の有限会社からし種です。掘削場所は、袋井市萱間で一般地域でございます。具体的な位置については、議案書の19ページから20ページを御覧ください。天竜浜名湖鉄道天竜浜名湖線 遠江一宮駅から南へ約710メートルの場所でございます。1点、補足説明をいたします。こちらの申請ですが、昨年度、同一地番において掘削申請が提出され、温泉部会で審査いただいたところございます。その申請では、130メートルの深さを掘削するというものでございまして、掘削を行った後に、ゆう出した水の成分分析を行った結果、期待しておりました成分であるメタケイ酸が温泉の基準を満たさず、また、温度が●●℃でありました。このことから、掘削後の井戸は、温泉ではなく、水井戸として運用していくこととした旨を聞いてございます。以上から、今回、改めて、掘削申請に至ったものです。議案書17ページを御覧ください。掘削地は申請者の単独所有でございます。申請の目的ですが、申請者が隣接地に建設予定の温浴施設へ浴用として、また、飲用施設へ飲用として、供給するものでございます。掘削の内容ですが、議案書22ページの孔柱図を御覧ください。掘削深度は800メートル、最終口径は100Aとなります。続きまして、掘削地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり200メートル以内に利用源泉はございません。袋井市からの意見につきましては、特段の意見はございませんでした。可燃性天然ガスの安全対策についてですが、施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを事務局にて確認しております。事務局としましては、議案書3ページの条件を付して、申請どおり許可して支障ないものと考えます。説明は以上でございます。御審議の程よろしくお願いたします。

【杉本部長】 只今、事務局から議案の説明がありましたが、委員の皆様の御意見を願いたします。木村委員。

【木村委員】 先ほどと同じですが、この場所も付加体という非常に厚い堆積層でできていますので、おそらく可燃性天然ガスも一緒に上がってくると思いますので、充分注意していただきたいなと思います。

【益子委員】 先ほどの説明では130メートル掘削したところ、●●℃で狙っていたメタケイ酸が適合しなかったと。それで、今回、800メートルとしたわけですがけれども、その根拠は何でしょう。例えば、メタケイ酸が出なかったということなんですけれども、泉質なところで言うと、汲み上げてみな

いとわかりませんよね。この800メートルにした理由が、例えばこのくらいであれば40℃くらいの地下温度になりそうとか、そういった意味合いで800メートルにしたのか、それともあくまで温度はともかくとしてメタケイ酸などが温泉に適合するといった意図は聞いていますでしょうか。

【事務局】 温泉に該当するメタケイ酸の基準が50mg/kgであるところ、分析結果が●●mg/kgというものでした。事業者からは、温度が温泉の基準を満たせるようにしたいということで800メートル掘削すると聞いております。そのうえで、何かしらの成分が検出されればよいと考えていると聞いています。

【益子委員】 掘削深度が浅いかなと思いましたが、わかりました。

【杉本部長】 他に御意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは御意見も出尽くしたようですので採決に移らせていただきます。第3号議案につきましては申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉本部長】 異議もございませんので、そのように決定いたします。続いて、動力装置許可申請の審議に移ります。動力装置許可申請については、第4号議案から第5号議案までの2件について、一括して審議します。事務局の説明を求めます。

【事務局(課長)】 動力装置許可申請につきまして、第4号議案から第5号議案まで一括して説明いたします。第4号議案について、議案書の23ページをお開きください。申請者は、賀茂郡東伊豆町稲取の株式会社稲取東海ホテルでございます。申請場所は、賀茂郡東伊豆町稲取で保護地域です。具体的な位置については、議案書の25ページから26ページを御覧ください。伊豆急行伊豆急行線伊豆稲取駅から南へ約850メートルのところですが、議案書の23ページにお戻りください。申請理由でございますが、掘削後の源泉に動力を設置するものです。利用目的ですが、申請者の宿泊施設へ浴用として供給するものでございます。続いて、申請内容ですが、5.5kwの水中ポンプを124メートルの深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分●●リットルを揚湯するものでございます。申請地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり200メートル以内に利用源泉が4本ありまして、源泉管理者の同意が取れております。地元の稲取温泉組合から異議ない旨の意見書が提出されております。事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。続きまして、第5号

議案でございます。議案書の29ページを御覧ください。申請者は、熱海市梅園町の若林温泉利用組合でございます。申請場所は、熱海市梅園町で準保護地域です。具体的な位置については、議案書の31ページから32ページを御覧ください。JR来宮駅から西へ約490メートルのところでございます。議案書の29ページにお戻りください。こちらの申請につきましては、昨年度、替掘の案件として、500メートルの深度について掘削の申請があったところ、許可につきましても、500メートルで認められました。掘削を行ったところ、440メートル地点におきまして、十分な湯量、温度が確認できたため、440メートル地点で掘削を終了したと聞いております。許可時と、掘削深度が異なるため、届出等の手続きを行いました。議案書の29ページの記載内容を御覧ください。申請理由ですが、掘削後の源泉に動力を設置するものでございます。利用の目的ですが、組合員の施設の浴用として供給するものでございます。続いて、申請内容でございますが、11kwのエアリフトポンプのエア管を401.5メートルの深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分●●リットルを揚湯するものでございます。申請地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり、200メートル以内に利用源泉が2本あり、源泉管理者の同意が取れております。地元の熱海温泉組合から異議ない旨の意見書が提出されております。事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。説明は以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

【杉本部長】 只今、事務局から議案の説明がありましたが、委員の皆様の御意見を御覧いただきたく存じます。益子委員。

【益子委員】 この議案書の冒頭にある掘削許可の条件は承知してはおりますけれども、今回、この2つの議案は動力設置です。動力設置の条件のようなものがあってもよいのかなと思っています。冒頭に各温泉地の状況について説明がありましたが、個々の源泉で温度や量、それから水位といったものをきっちりと測っていくことが基本だと思っています。こういった形で新たに動力を設置するときに、ぜひとも温度、揚湯量を測定することができるような機器、測定できる機器だけではなくて、そのデータを管理できるように、できれば自動観測といった形のものをつけるように、これはあくまでも許可の条件とはならないとは思いますが、指導ということで、ぜひ勧めただければありがたいなと思っています。一番ほしいのは、水位のデータなのですが、今回、この2つの源泉はかなり温度が高いので、水位計の中でも圧力式水位計が主なものになりますが、その設置が難しいとは思いますが、ただ、簡単な水位計、機

械の中に入れなくとも測定が可能な気泡式水位計というものもありますので、そういったものの導入も含めて、ぜひ御指導していただければありがたいなと思っています。

【杉本部長】 他に委員の皆様、御意見いかがでしょうか。

【益子委員】 エアリフトの場合の揚湯量については、エアを抜いた後でないとうまく測れませんので、分離槽があると思いますので、その後での計測となります。ガスが多い源泉でも同様です。この稲取については、かなり温度が高く、あまりガスはないと思いますので、普通の流量計、温度計で充分です。水位計については考えなければと思いますけれども、ぜひ御指導していただければありがたいなと思っています。よろしくをお願いします。

【事務局】 ありがとうございます。

【杉本部長】 第4号議案、第5号議案について、御意見いかがでしょうか。WEB参加の稲葉委員、よろしいでしょうか。

【稲葉委員】 特にありません。大丈夫です。

【杉本部長】 それでは御意見も出尽くしたようでございますので採決に移らせていただきます。事務局から説明のあった第4号議案から第5号議案につきましては申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉本部長】 異議もございませんので、そのように決定いたします。それでは、以上をもちまして、諮問事項の審議はすべて終了いたしました。御協力ありがとうございました。県におきましては、本日各委員から出された御意見を今後の温泉行政に反映していただくようお願いいたします。これから後の進行については、事務局にお返しいたします。

【事務局(課長代理)】 杉本部長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様には御審議いただきまして誠にありがとうございました。本日、各委員から出された御意見については、本県の温泉保護行政に反映させていきたいと考えております。それでは、以上をもちまして、令和6年度第2回静岡県環境審議会温泉部会を閉会いたします。本日はありがとうございました。